

## リーフレット発刊！！

当センターの周知及び女性医師支援の為の各種規定を掲載したリーフレットを作成しましたので、是非ご一読ください。リーフレットを希望する方は、医療総合研修センターまたは、当センター(人事企画研修課)までお越しください。



## 利用できる制度 — ライフイベント支援<妊娠・出産編>

今回は、教職員が妊娠・出産の際に利用できる制度を一部ご紹介します。この他にも制度がございますので、詳細は当センターホームページをご覧ください。

### 産前休暇

【内容】本人の申出により、休暇を取得することができる  
【対象者】分娩予定日から起算して6週間以内（多胎分娩の場合は14週以内）に出産予定の職員  
【期間】申出日～出産日

### 産後休暇

【内容】出産日の翌日から8週間を経過するまでは休暇を取得しなければならない  
※ただし、出産日の翌日から6週間を経過した職員が希望する場合は、医師が支障ないと認めた業務につくことができる

### 母性健康管理の休暇等

【内容】妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間の確保を申し出た場合は特別休暇を取得できる  
【対象者】妊娠中又は産後1年を経過しない職員  
【免除される回数】妊娠23週まで・・・4週間に1回  
妊娠24週から35週まで・・・2週間に1回  
妊娠36週以降・・・1週間に1回  
※ただし、医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間  
産後1年以内・・・医師又は助産師の指示により必要な時間

### 配偶者の出産休暇

【内容】配偶者が出産するとき、本人の申出により特別有給休暇を2日取得することができる  
【対象者】正職員（レジデント、臨床研修医は含まない）

次回は、育児の際に利用できる制度をご紹介します。

